

学校におけるシックハウス問題について

1 シックハウス症候群のおこり

近年、快適性の向上、省エネルギーの推進等を図るため、建物の高断熱・高气密化が進んでいます。一方で、室内の換気が十分に行われていないことなどにより、建材や家具等から放散される化学物質の室内濃度が高い状態となり、様々な体調不良を引き起こすいわゆるシックハウス症候群が問題になっています。こうした状況は、学校においても同様です。

2 シックハウス症候群とは

住宅の高气密化や化学物質を放散する建材・内装材の使用等により、気分が悪くなる、だるい、のどが痛い、目がチカチカする等の様々な体調不良を生じるいわゆる「シックハウス症候群」が社会問題化しています。これらの症状は、建物から外に出ると和らぎます。

症状は多様であり、その原因も化学物質の他にカビ・ダニなどのアレルゲンも影響していると言われ、症状が現れる仕組みもまだ解明されていません。

《シックハウス症候群の主な症状》

- ・目のチカチカ・痛み
- ・のどの痛み・イガイガ、せき
- ・鼻の痛み、くしゃみ
- ・皮膚のかゆみ・痛み
- ・頭痛、めまい
- ・疲労感、倦怠感
- ・気分が悪い、吐き気 など

3 学校とシックハウス問題

学校には、建材や塗料、接着剤あるいは学校用備品や文具等、化学物質の発生源となるようなものが多くあります。このため、学校においても室内の化学物質濃度が高くなり、児童生徒の健康に影響が出るおそれがあり、シックハウス対策が必要になります。

換気について

換気の必要性

教室等の室内環境については、「学校環境衛生の基準」により、良好な状態が維持されているかどうかを定期的にチェックすることになっています。このチェックを確実に行うとともに、化学物質に対してはできるだけ発生源を室内に持ち込まないことはもちろん、室内に溜まった汚染物質を低減させる（濃度を高めない）ことが大切です。そのために、室内換気を十分行うことが重要です。

- (1) 自然換気を励行しましょう。
- (2) 機械換気設備を有効に利用しましょう。
- (3) 室内の揮発性有機化合物濃度が学校環境衛生の基準に定める基準値を超過した場合は、必要な換気量の確保や発生源の特定をしましょう。

* 詳細は「健康的な学習環境のためにーシックハウス対策マニュアルー」（平成 18 年 3 月：栃木県教育委員会発行）をご覧ください。

化学物質過敏症について

1 化学物質過敏症とは

近年、これまでの化学物質による中毒症状やアレルギー疾患の憎悪といった既存の疾患概念では説明不可能な極微量の化学物質のばく露により生ずる健康障害が存在する可能性が指摘されています。

国際的には、上記健康障害に対して Cullen が提唱した「MCS*(多種化学物質過敏状態)」の名称が一般的に使用されています。

しかしながら、1996年2月にベルリン(ドイツ)で開催された国際会議¹⁾において「MCS」について既存の疾病概念では説明不可能な環境不耐性の患者の存在が確認されていますが、「MCS」という用語は因果関係の根拠なくして用いるべきではないとして新たに「IEI** (本態性環境非寛容症)」という概念が提唱されています。

参考：「MCS」の定義(「コンセンサス1999」²⁾から)

- ①再現性を持って現れる症状を有する。
- ②慢性疾患である。
- ③微量な物質へのばく露に反応を示す。
- ④原因物質の除去で改善又は治癒する。
- ⑤関連性のない多種類の化学物質に反応を示す。
- ⑥症状が多くの器官・臓器にわたっている。

* MCS :
Multiple Chemical
Sensitivity
** IEI :
Idiopathic
Environmental
Intolerances

国内では、「MCS」に相当する病態を表す用語として「化学物質過敏症」の名称が使用されています。

2 いわゆる「化学物質過敏症」の症状

症状は多彩であり、刺激症状(結膜炎、鼻炎、咽頭炎)、皮膚炎、呼吸器症状(気管支炎、ぜん息)、循環器症状(動悸、不整脈)、消化器症状(胃腸症状)、自律神経症状(異常発汗)、精神症状(不眠、不安、うつ状態、記憶困難、集中困難、価値観や認識の変化)、中枢神経症状(痙攣)、頭痛、発熱、疲労感等が同時に又は交互に出現するとされています。

「健康的な学習環境を維持管理するために一学校における化学物質による健康障害に関する参考資料一」における用語比較

《化学物質過敏症》

環境中の種々の低濃度化学物質に反応し、非アレルギー性の過敏状態の発現により、精神・身体症状を示すものと捉える。

《シックハウス症候群³⁾》

児童生徒等及び職員の健康を維持するという観点から問題のある教室等において見られる健康障害の総称として捉える。

- 1) 本会議は、IPCS(国際化学物質安全計画: UNEP、ILO、WHOの合同会議)、ドイツ連邦厚生省等の主催で開催されているが、示された見解については必ずしも主催機関の公式見解ではないことに留意する必要があります。
- 2) 1999年に米国の研究者34名の署名入り合意文書として公表されたものです。
- 3) 平成16年4月に健康保険による診療保険請求の疾病名として「シックハウス症候群」の使用が認められており、「化学物質過敏症」の使用についても平成21年10月に認められました。

* 「健康的な学習環境を維持管理するために一学校における化学物質による健康障害に関する参考資料一」(平成24年1月: 文部科学省)より一部抜粋。詳細は本資料をご覧ください。

<参考・引用文献等>

- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(公財)日本学校保健会(平成20年3月)
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」文部科学省(平成27年2月)
- ・「学校給食における食物アレルギー対応指針」文部科学省(平成27年3月)
- ・DVD「学校におけるアレルギー疾患対応資料」文部科学省、(公財)日本学校保健会(平成27年3月)
- ・「健康的な学習環境を維持管理するために－学校における化学物質による健康障害に関する参考資料－」
文部科学省(平成24年1月)
- ・「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック2014」
(独)環境再生保全機構(平成26年6月)
- ・「ぜんそく予防のために食物アレルギーを正しく知ろう」
(独)環境再生保全機構(平成27年7月)
- ・「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」東京都健康安全研究センター(平成25年7月)
- ・「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」日本小児アレルギー学会(平成23年5月)
- ・「一般向けエピペン®の適応」日本小児アレルギー学会
- ・「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」千葉県教育委員会(平成25年11月)
- ・「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」兵庫県教育委員会(平成25年3月)
- ・「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」さいたま市教育委員会(平成26年3月)
- ・「学校における食物アレルギー対応の手引き」千葉市教育委員会(平成26年3月)
- ・「学校における食物アレルギー対応マニュアル」富山市教育委員会(平成26年7月)
- ・「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」宇都宮市教育委員会(平成27年3月)
- ・「学校給食における食物アレルギーへの対応マニュアル」鹿沼市教育委員会(平成25年10月)
- ・「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」栃木市教育委員会(平成27年7月)
- ・「視覚シンボルで楽々コミュニケーション」ドロップレット・プロジェクト編エンパワメント研究所(2011年)
- ・「エピペンガイドブック」ファイザー株式会社(平成27年4月)